

議案第 12 号

調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 26 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

地方公務員法，消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律及び東京都学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程等の改正に伴い，調布市教育委員会訓令を改正に対応するよう整理するため，提案するものです。

調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程（昭和63年教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 2 6 日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

第1条中「東京都教育委員会を任命権者とする調布市立学校に勤務する常勤の職員」を「東京都教育委員会を任命権者とする調布市立学校に勤務する常勤の職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に、「第21条」を「第17条第1項」に、「教育公務員特例法第2条」を「教育公務員特例法第2条第1項」に、「で調布市立学校に勤務する常勤の職員」を「で調布市立学校に勤務する常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第3号中「団体等」を「団体等（都又は調布市が公益上の目的から出資する株式会社を除く。）」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定による兼業の特例)

第6条の2 学校職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第10条の規定に基づき、非常勤の消防団員と兼業を行おうとするときは、第3条の規定にかかわらず、あらかじめ別に定める様式により申請し、兼業の許可を受けなければならない。

2 許可権者は、学校職員から前項の規定による兼業の許可の申請があったときは、第5条の規定にかかわらず、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、当該兼業を許可しなければならない。

3 第4条、前条、第11条及び第13条の規定は、第1項の兼業の許可について準用する。この場合において、第6条中「前条の規定に該当する」とあるのは、「職務の遂行に著しい支障が生ずる」と読み替えるものとする。

第8条中「教育長の職にある者」を「次の表の上欄に掲げる職にある者について、同表下欄に掲げる職にある者」に改め、同条に次の表を加える。

一 調布市立学校において校長以外の職にある者	学校長
二 調布市立学校長の職にある者	教育長

第9条第3号中「関係があるとき」を「関係があるとき(都又は調布市が公益上の目的から出資その他の方法により助成する団体等について、監督又は助成上必要がある場合を除く。)」に改める。

第12条第1項中「市」を「調布市」に改め、同条第2項中「就任する場合」を「報酬を得ずに就任する場合」に改める。

第13条第2項中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第3項中「割かれた勤務時間については給与」を「割かれた勤務時間については給与又は報酬」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程</p> <p style="text-align: right;">昭和63年6月8日教育委員会訓令第6号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成15年7月25日教委訓令第3号</p> <p>調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第2号）の規定に基づき、<u>東京都教育委員会を任命権者とする調布市立学校に勤務する常勤の職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「学校職員」という。）が営利企業等に従事する場合並びに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）<u>第17条第1項</u>に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする教育公務員（<u>教育公務員特例法第2条第1項</u>に規定する者をいう。）<u>で調布市立学校に勤務する常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「教員等」という。）が教育に関する兼職等を行う場合の許可等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第4条 略 (兼業を許可しない場合)</p> <p>第5条 許可権者は、申請に係る学校職員が、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合は、兼業の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 兼業のため時間を割くことによって、職務の遂行に支障をきたすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与</p>	<p>○調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程</p> <p style="text-align: right;">昭和63年6月8日教育委員会訓令第6号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成15年7月25日教委訓令第3号</p> <p>調布市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第2号）の規定に基づき、<u>東京都教育委員会を任命権者とする調布市立学校に勤務する常勤の職員</u>（以下「学校職員」という。）が営利企業等に従事する場合並びに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）<u>第21条</u>に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする教育公務員（<u>教育公務員特例法第2条</u>に規定する者をいう。）<u>で調布市立学校に勤務する常勤の職員</u>（以下「教員等」という。）が教育に関する兼職等を行う場合の許可等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第4条 略 (兼業を許可しない場合)</p> <p>第5条 許可権者は、申請に係る学校職員が、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、兼業の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 兼業のため時間を割くことによって、職務の遂行に支障をきたすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与</p>

改正後	改正前
<p>えると認めるとき。</p> <p>(3) 兼業しようとする<u>団体等（都又は調布市が公益上の目的から出資する株式会社を除く。）</u>との間に、許可、認可、検査、工事の請負、物品の購入等について関係があるとき。</p> <p>(4) 兼業しようとする団体等及びその役員等が、勤務校等と密接な関係にあり、学校教育の運営上好ましくないと認めるとき。</p> <p>(5) 兼業しようとする団体等の事業又は事務に従事することによって、公務員としてその職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となると認めるとき。</p> <p>(許可の取消し)</p>	<p>えると認めるとき。</p> <p>(3) 兼業しようとする<u>団体等</u>との間に、許可、認可、検査、工事の請負、物品の購入等について関係があるとき。</p> <p>(4) 兼業しようとする団体等及びその役員等が、勤務校等と密接な関係にあり、学校教育の運営上好ましくないと認めるとき。</p> <p>(5) 兼業しようとする団体等の事業又は事務に従事することによって、公務員としてその職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となると認めるとき。</p> <p>(許可の取消し)</p>
<p>第6条 学校職員が第3条の規定により兼業の許可を受けた後前条の規定に該当するに至ったときは、許可権者は、許可を取り消すものとする。</p>	<p>第6条 学校職員が第3条の規定により兼業の許可を受けた後前条の規定に該当するに至ったときは、許可権者は、許可を取り消すものとする。</p>
<p><u>(消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定による兼業の特例)</u></p>	
<p><u>第6条の2 学校職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第10条の規定に基づき、非常勤の消防団員と兼業を行おうとするときは、第3条の規定にかかわらず、あらかじめ別に定める様式により申請し、兼業の許可を受けなければならない。</u></p>	
<p><u>2 許可権者は、学校職員から前項の規定による兼業の許可の申請があったときは、第5条の規定にかかわらず、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、当該兼業を許可しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 第4条、前条、第11条及び第13条の規定は、第1項の兼業の許可について準用する。この場合において、第6条中「前条の規定に該当する」とあるのは、「職務の遂行に著しい支障が生ずる」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p>第7条 略</p> <p>(教育に関する兼職等の承認権者)</p>	<p>第7条 略</p> <p>(教育に関する兼職等の承認権者)</p>
<p>第8条 前条に規定する教育に関する兼職等の承認は、<u>次の表の上欄に掲げる職にある者について、同表下欄に掲げる職にある者</u>（以下「承認権者」</p>	<p>第8条 前条に規定する教育に関する兼職等の承認は、<u>教育長の職にある者</u>（以下「承認権者」という。）が行う。</p>

改正後	改正前				
<p>という。)が行う。</p> <table border="1" data-bbox="152 217 1093 347"> <tr> <td data-bbox="152 217 869 284">一 調布市立学校において校長以外の職にある者</td> <td data-bbox="869 217 1093 284">学校長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 284 869 347">二 調布市立学校長の職にある者</td> <td data-bbox="869 284 1093 347">教育長</td> </tr> </table> <p>(教育に関する兼職等を承認しない場合)</p> <p>第9条 承認権者は、申請に係る教員等が次の各号の一に該当する場合には、教育に関する兼職等の承認をしないものとする。</p> <p>(1) 教育に関する兼職等のため時間を割くことによって、職務の遂行に支障をきたすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 教育に関する兼職等による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与えると認めるとき。</p> <p>(3) 教育に関する兼職等をしようとする団体等との間に、許可、認可、検査、工事の請負、物品の購入等について<u>関係があるとき(都又は調布市が公益上の目的から出資その他の方法により助成する団体等について、監督又は助成上必要がある場合を除く。)</u>。</p> <p>(4) 教育に関する兼職等をしようとする団体等及びその役員等が、勤務校等と密接な関係にあり、学校教育の運営上好ましくないと認めるとき。</p> <p>(5) 教育に関する兼職等をしようとする団体等の事業又は事務に従事することによって、公務員としてその職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となると認めるとき。</p> <p>(6) 教育に関する兼職等の内容が、学校教育の本旨と相いれないもの又は市民の信頼を損ない学校教育に疑念を持たせるものであると認めるとき。</p> <p>第10条から第11条 略</p> <p>(営利企業以外の団体の役員等の職で教育に関する兼職等に該当しない職への兼職)</p> <p>第12条 第2条に掲げるもののほか、学校職員が、都、<u>調布市</u>その他の地方公共団体又は国若しくは公益団体において、法令、条例、定款、寄附</p>	一 調布市立学校において校長以外の職にある者	学校長	二 調布市立学校長の職にある者	教育長	<p>(教育に関する兼職等を承認しない場合)</p> <p>第9条 承認権者は、申請に係る教員等が次の各号の一に該当する場合には、教育に関する兼職等の承認をしないものとする。</p> <p>(1) 教育に関する兼職等のため時間を割くことによって、職務の遂行に支障をきたすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 教育に関する兼職等による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与えると認めるとき。</p> <p>(3) 教育に関する兼職等をしようとする団体等との間に、許可、認可、検査、工事の請負、物品の購入等について<u>関係があるとき</u>。</p> <p>(4) 教育に関する兼職等をしようとする団体等及びその役員等が、勤務校等と密接な関係にあり、学校教育の運営上好ましくないと認めるとき。</p> <p>(5) 教育に関する兼職等をしようとする団体等の事業又は事務に従事することによって、公務員としてその職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となると認めるとき。</p> <p>(6) 教育に関する兼職等の内容が、学校教育の本旨と相いれないもの又は市民の信頼を損ない学校教育に疑念を持たせるものであると認めるとき。</p> <p>第10条から第11条 略</p> <p>(営利企業以外の団体の役員等の職で教育に関する兼職等に該当しない職への兼職)</p> <p>第12条 第2条に掲げるもののほか、学校職員が、都、<u>市</u>その他の地方公共団体又は国若しくは公益団体において、法令、条例、定款、寄附行為</p>
一 調布市立学校において校長以外の職にある者	学校長				
二 調布市立学校長の職にある者	教育長				

改正後	改正前
<p>行為その他の規約で定める役員等に報酬を得ずに就任する場合は、教育長が別に定めるものを除き、あらかじめ承認を得なければならない。</p> <p>2 第3条から第6条までの規定は、前項の場合に準用する。 (職務に専念する義務の免除との関係)</p> <p>第13条 学校職員が第3条に規定する兼業の許可を受けた場合及び前条に規定する兼職の承認を受けた場合で、当該兼業又は兼職が調布市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和38年調布市条例第28号)第2条第4号に基づく次に掲げる規定に該当するときは、調布市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則(昭和46年調布市教育委員会規則第3号)第2条に定める専念義務免除の承認権者は、教育長が別に定める基準により職務に専念する義務を免除することができる。</p> <p>(1) 学校職員が国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合</p> <p>(2) 学校職員が法令又は条例に基づいて設置された学校職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合</p> <p>(3) 学校職員が市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政又は学術等に関し、講演等を行う場合</p> <p>2 教員等が第7条の規定により教育に関する兼職等を承認された場合は、調布市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則第2条に定める専念義務免除の承認権者は、地方公務員法第35条及び教育公務員特例法第17条第1項の規定により職務に専念する義務を免除することができる。</p> <p>3 学校職員が第3条の規定による許可を得て兼業を行うため、教員等が第7条の規定による承認を得て教育に関する兼職等を行うため又は学校職員が前条の規定による承認を得て兼職を行うためにその勤務時間を割く場合においては、<u>割かれた勤務時間については給与又は報酬</u>を減額する。ただし、第1項又は第2項の規定により、学校職員が職務に専念する義務を免除された場合において、報酬を得ずに当該兼業若しくは教育に関する兼職等を行うと</p>	<p>その他の規約で定める役員等に就任する場合は、教育長が別に定めるものを除き、あらかじめ承認を得なければならない。</p> <p>2 第3条から第6条までの規定は、前項の場合に準用する。 (職務に専念する義務の免除との関係)</p> <p>第13条 学校職員が第3条に規定する兼業の許可を受けた場合及び前条に規定する兼職の承認を受けた場合で、当該兼業又は兼職が調布市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和38年調布市条例第28号)第2条第4号に基づく次に掲げる規定に該当するときは、調布市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則(昭和46年調布市教育委員会規則第3号)第2条に定める専念義務免除の承認権者は、教育長が別に定める基準により職務に専念する義務を免除することができる。</p> <p>(1) 学校職員が国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合</p> <p>(2) 学校職員が法令又は条例に基づいて設置された学校職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合</p> <p>(3) 学校職員が市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政又は学術等に関し、講演等を行う場合</p> <p>2 教員等が第7条の規定により教育に関する兼職等を承認された場合は、調布市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則第2条に定める専念義務免除の承認権者は、地方公務員法第35条及び教育公務員特例法第21条第1項の規定により職務に専念する義務を免除することができる。</p> <p>3 学校職員が第3条の規定による許可を得て兼業を行うため、教員等が第7条の規定による承認を得て教育に関する兼職等を行うため又は学校職員が前条の規定による承認を得て兼職を行うためにその勤務時間を割く場合においては、<u>割かれた勤務時間については給与</u>を減額する。ただし、第1項又は第2項の規定により、学校職員が職務に専念する義務を免除された場合において、報酬を得ずに当該兼業若しくは教育に関する兼職等を行うとき又は前</p>

改正後	改正前
<p>き又は前条に規定する兼職を行うときには、職員の給与に関する条例施行規則取扱規程（昭和40年東京都教育委員会訓令甲第17号）第4条又は学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都教育委員会規則第28号）第6条の2に定めるところにより、給与の減額を免除することができる。</p> <p>第14条 略</p> <p>附 則 この訓令は、昭和63年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成15年7月25日教委訓令第3号） この訓令は、平成15年8月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和3年 月 日教委訓令第 号）</u> <u>この訓令は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>条に規定する兼職を行うときには、職員の給与に関する条例施行規則取扱規程（昭和40年東京都教育委員会訓令甲第17号）第4条又は学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都教育委員会規則第28号）第6条の2に定めるところにより、給与の減額を免除することができる。</p> <p>第14条 略</p> <p>附 則 この訓令は、昭和63年4月1日から適用する。</p> <p>附 則（平成15年7月25日教委訓令第3号） この訓令は、平成15年8月1日から施行する。</p>